

事務処理ミスの状況 令和6年2月公表分

(弘前市総務部人事課)

【 定期公表 2件 】

No.	判明年月日	概要	分類	所管課等
1	R5.10.10	<p>障害者総合支援法に基づく障害者相談支援事業について、令和5年10月4日付け厚生労働省通知により「社会福祉法に基づく社会福祉事業には該当しない」と示されたことを受け、当市の状況を確認した結果、社会福祉事業に該当するものと誤認し、消費税額を加算せず、事業者に対し委託していたことが判明したもの。 ※全国的に同様の事例が多数発生。</p> <p>【契約状況と消費税額】 ○障害者相談支援業務委託状況 平成30年度以降 委託事業者：8件（実件数） 委託料：合計 223,926,666円</p> <p>○未払い消費税額 ・現年度 R5 …委託料 42,395,000円 × 消費税率(10%) = 4,239,500円 ・過年度 5年分 (R4~H30) …委託料 合計 181,531,666円 × 消費税率 (R4~R1.10月：10%・R1.9月~H30：8%) = 17,169,783円 合計 21,409,283円</p>	その他	障がい福祉課
2	R6.1.18	<p>国民健康保険加入者の死亡に伴って、国民健康保険料賦課額変更納入通知書を、相続人に対して送付した際、2件について納入通知書を入れ間違えて送付したものの。</p>	誤送付	国保年金課

事務処理ミス等の概要

課室名:福祉部 障がい福祉課

問い合わせ先:0172-40-7122

事務処理ミス等の名称	障害者相談支援事業に係る消費税の取扱い
発生日(分かる場合)	平成24年 4月 1日(日) 時 分
判明日	令和 5年10月10日(火) 時 分
事務処理ミス等の概要	<p>障害者総合支援法に基づく障害者相談支援事業について、令和5年10月4日付け厚生労働省通知により「社会福祉法に基づく社会福祉事業には該当しない」と示されたことを受け、本市の状況を確認した結果、社会福祉事業に該当するものと誤認し、消費税額を加算せず、事業者に対し委託していたことが判明したもの。 ※全国的に同様の事例が多数発生。</p> <p>【契約状況と消費税額】 ○障害者相談支援業務委託状況 平成30年度以降 委託事業者:8件(実件数) 委託料:合計 223,926,666円</p> <p>○未払い消費税額 ・現年度 R5 …委託料 42,395,000円 × 消費税率(10%) = 4,239,500円 ・過年度 5年分(R4~H30) …委託料 合計 181,531,666円 × 消費税率(R4~R1.10月:10%・R1.9月~H30:8%) = 17,169,783円 合計 21,409,283円</p>
判明した経緯	令和5年10月4日付、厚生労働省通知により、「障害者相談支援事業については、社会福祉法に基づく社会福祉事業には該当せず、消費税の課税対象事業であること、また自治体が当該事業を民間事業者に委託する場合は、委託料に消費税相当額を加えた金額を受託者に支払う必要がある」旨が示されたことにより判明。
関係者への対応状況	・令和5年11月10日、委託事業所へ口頭で厚生労働省の通知内容や今後の対応等について検討中であることを説明した。 ・令和5年12月25日、委託事業所へこれまで非課税の取扱いをしていたため、平成30年以降の委託料にかかる消費税相当額と修正申告にかかる延滞税を市が負担する方向性である旨の通知を発送した。
事務処理ミスの原因	厚生労働省の通知に記載があるとおり、「社会福祉法上の取扱いが明確に周知されていないかったこと」や、当初、当該事業は社会福祉法上の「第二種社会福祉事業」として位置付けられ、消費税法上の非課税事業として取り扱われてきており、平成24年度の「障害者自立支援法」の改正により相談支援体系が見直された際、本市においては、引き続き「第二種社会福祉事業」と認識し、社会福祉法上の非課税事業として誤認していたもの。
再発防止のための改善策	今後は、認識誤りによる再発を防ぐため、毎年の契約時に根拠法令の改正や社会福祉法上の取扱いなどに変更点がないかを確認するとともに、必要に応じて国・県への相談を実施する。

事務処理ミス等の概要

課室名:健康こども部 国保年金課

問い合わせ先:0172-35-1116

事務処理ミス等の名称	国民健康保険料納入通知書の誤送付
発生日(分かる場合)	令和 6年 1月 16日(火) 時 分
判明日	令和 6年 1月 18日(木) 16時00分 頃
事務処理ミス等の概要	国民健康保険加入者の死亡に伴って、国民健康保険料賦課額変更納入通知書を、相続人に対して送付した際、2件について納入通知書を入れ間違えて送付したものを。
判明した経緯	令和6年1月分として8件の処理を行い、それぞれの相続人に対して納入通知書を1月16日に送付したところ、1月18日にその内の1人が納入通知書等を持参して来庁し、身に覚えがない納入通知書が同封されていた旨の申し出があったことにより、誤送付が判明したものを。
関係者への対応状況	来庁者に対しては、誤送付を謝罪し、本来送付すべきだった被相続人分の納入通知書を再発行して交付した。 来庁者が持参した納入通知書を送付すべきだった相続人に対しては、県外居住であったことから、1月18日電話により謝罪し、届いた納入通知書の返送を依頼し、返信用封筒を相手方に送付した。1月30日に返送され、入れ間違いであったことを確認した。 他の6件に関しては、送付対象相続人に電話で確認した結果、誤送付はないことを確認した。
事務処理ミスの原因	本事務では、送付対象者と同封書類の住所、氏名が異なるという性質から、リストを基に送付対象者(窓付き封筒に見える氏名等)と同封書類の対象者が一致しているかを照合する必要があることから、ダブルチェックを行うなどの事務処理マニュアルを整備していたものの、1月分の送付対象件数が8件と少なかったため、ダブルチェックを怠ったことが原因。
再発防止のための改善策	事務処理のマニュアルどおり、主担当、副担当の職員2名によるダブルチェック及び複数回のチェックを徹底する。